

令和4年度 第1回 立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会会議概要

会議名称	第1回 立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会
開催日時	令和4年5月16日(月) 午後1時30分～午後3時00分
開催場所	立川市役所 208・209会議室
次 第	開会 1. 辞令交付及び委員の自己紹介<資料1> 2. 条例と協議会について<資料2・資料3> 3. 会長及び副会長の選出について 4. 条例の見直しについて<資料4・資料5> 5. 令和3年度特定相談の対応状況報告について<資料6> 6. 条例の周知と障害の理解促進に向けた啓発の取組について<資料7> 7. 今後のスケジュールについて<資料8> 8. その他連絡事項等 閉会
出席者	[委 員]西山委員、島村委員、児玉委員、朝野委員、玉川委員、小澤委員、奥山委員、原子委員、山本委員、桑田委員、伊佐間委員、浅見委員、島田委員、長谷川委員、高橋委員、吉川委員、佐藤委員(敬称略、順不同) [事務局]茅沼障害福祉課長、杉浦障害福祉推進係長、井上障害福祉第二係長、阿部障害福祉第四係長、蜂谷主事
欠席委員	星野委員、大野委員、野々委員
会議資料	<資料1> 障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会委員名簿(案) <資料2> 障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会の概要と所掌事務 <資料3> 差別に関する相談体制と手続の仕組み <資料4> 条例の見直しの検討について <資料5> 条例見直し作業のスケジュールイメージ <資料6> 令和3年度条例に基づく特定相談の実績 <資料7> 条例の周知と障害の理解促進に向けた啓発の取組について <資料8> 令和4年度障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会開催スケジュール(案) <参考資料1> 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例 <参考資料2> 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例施行規則 <参考資料3> 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例(令和3年度第3回協議会協議案) <参考資料4> 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例逐条解説(令和3年度第3回協議会協議案)

開会

1. 辞令交付及び委員の自己紹介<資料1> (略)

2. 条例と協議会について<資料2・資料3>

[事務局説明]

本協議会は「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」に基づく、市長の附属機関となる。新任の委員もいることから、資料を基に条例の概要と協議会の役割について確認。

また、本協議会の内容は「立川市審議会等会議公開規則」により公開される。協議内容について、発言者の氏名は記載せず、その要旨をまとめた会議概要をホームページにて公開することを考えている。

[質疑・意見等]

・資料3について、聴覚障害の方のためにも、差別に関する相談窓口の連絡先にメールアドレスも加えてほしい。

→確認し、そのように変更する。

[決定事項] 会議概要について、提案どおり承認。

### 3. 会長及び副会長の選出について

[事務局説明]

「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例施行規則」に基づき、委員互選により会長及び副会長を選出する。

→委員長について、委員より吉川委員の推薦あり。賛成多数、異議なし。

副委員長について、児玉委員と長谷川委員より立候補あり。多数決により長谷川委員に決定。

「同施行規則」に基づき、あっせん部会の部会長及び部会員について協議する。

→部会長について、吉川会長より長谷川委員の指名提案あり。賛成多数、異議なし。

部会員について、吉川会長のほかは、事例に応じて会長が都度適任者を指名する方法の提案あり。異議なし。

[質疑・意見等]

・副会長を1人から2人に変更するのはどうか。

→施行規則の改正が必要。法政部門と相談し、次回協議会で報告する。

[決定事項]

・会長を吉川委員、副会長を長谷川委員とすることに決定。

・あっせん部会について、部会長を長谷川委員とし、部会員は吉川会長のほかは会長が都度指名する方法に決定。

### 4. 条例の見直しについて<資料4・資料5>

[事務局説明]

資料を基に昨年度協議した条例改正案（協議会案）の概要とスケジュールについて確認。協議会案を踏まえて条例改正の手続を進めていく。

- 協議会案概要
- ①事業者による合理的配慮の提供の義務化
  - ②あっせんの申し立てができない場合の規定の追加
  - ③その他表現の見直し等の文言整理
  - ④条例の見直し時期の規定の整備（附則）
  - ⑤逐条解説の見直し

[質疑・意見等] 特になし。

[決定事項] 確認のみ、異議なし。

### 5. 令和3年度特定相談の対応状況報告について<資料6>

[事務局説明]

令和3年度は4件の相談があり、うち2件について「合理的配慮の不提供1件」「不利益な取り扱い1件」と事実を認定した。事業者への聴取や条例の趣旨等の説明により、今後の対応の改善を図るな

ど理解を得ることができ、相談者に報告して終結している。

なお、令和4年度中の特定相談は現時点ではない。

[質疑・意見等]

・障害者のある人に関するマークについて、市職員はどの程度理解があるか。研修等行っているか。  
→確認し、次回協議会で報告する。

[決定事項] 報告のみ、異議なし。

## 6. 条例の周知と障害の理解促進に向けた啓発の取組について<資料7>

[事務局説明]

令和3年度の啓発事業の取組状況及び令和4年度の予定について、資料のとおり報告。

条例のガイドブックを市内小学4年生へ配布し、授業等で活用いただいている。

小学生との交流イベントは令和3年度についてもコロナ禍の影響により実施できなかった。コロナの状況にもよるが、実施に向け関連部署と調整する。

令和3年度は人を集めないで実施できる啓発として、短編映画「バリアフルライフ」を作成し、立川市動画チャンネルで配信している。

ヘルプマーク・ヘルプカードの配布、出前講座は継続する。

[質疑・意見等] 特になし。

[決定事項] 報告のみ、異議なし。

## 7. 今後のスケジュールについて<資料8>

[事務局説明]

資料を基に今年度の協議会開催スケジュール及び各会の主な議題を確認。

[質疑・意見等] 特になし。

[決定事項] 確認のみ、異議なし。

## 8. その他連絡事項等

[質疑・意見等]

・聴覚障害の方は、タクシーやバス乗車の際に乗務員との意思疎通で困ることがある。筆談器やUDトークの用意はあるのか。

→バス会社は筆談できるものを用意している。タクシー会社については不明なため、確認し次回協議会で報告する。

次回のまちづくり協議会は、令和4年9月26日(月)を予定。

閉会